

三木市教育委員会 1 月臨時会

提出議案等

令和 7 年 1 月

三木市教育委員会 11月臨時会提出議案等

【 議 案 】

第 7 号 議 案 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について(教育・保育課)

第 8 号 議 案 三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について(教育・保育課)

議案

第7号議案

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第6号の規定により、別紙のとおり意見を決定する。

令和7年11月14日

三木市教育長 大北由美

三教総第121号の1
令和7年11月 日

三木市長 仲田一彦様

三木市教育長 大北由美

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

令和7年11月13日付け三企第301号で照会のあった子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。



三企第301号

令和7年11月13日

三木市教育長 大北由美様

三木市長 仲田一彦



子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり議会に提案するに当たり、三木市教育委員会の意見を求めます。



第　　号議案

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

三木市長 仲田一彦

三木市条例第　　号

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成26年三木市条例第22号）の一部を次
のように改正する。

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>目次 第1章～第4章 (略)</p> <p>附則 第4章 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 第4条 (略) 2 (略)</p> | <p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準 (第5条)</u> <u>第6章 特定乳児等通園支援事業の運営の基準 (第6条)</u></p> <p>附則 第4章 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 第4条 (略) 2 (略)</p> <p><u>第5章 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準</u> <u>第5条 児童福祉法第34条の16第1項の規定による条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準については、次項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に定める基準をもって、その基準とする。</u> <u>2 乳児等通園支援事業を行う者は、暴力団等であってはならない。</u></p> <p><u>第6章 特定乳児等通園支援事業の運営の基準</u> <u>第6条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定による条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に定める基準をもつて、その基準とする。</u></p> |

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、目次の改正（第5章の次に第6章を加える部分に限る。）並びに第5条の次に第6章及び章名を加える改正については、令和8年4月1日から施行する。

第8号議案

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第6号の規定により、別紙のとおり意見を決定する。

令和7年11月14日

三木市教育長 大北由美

三教総第118号の1
令和7年11月 日

三木市長 仲田一彦様

三木市教育長 大北由美

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る教育委員会の意見について

令和7年11月11日付け三企第293号で照会のあった三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。



三企第293号
令和7年11月11日

三木市教育長 大北由美様

三木市長 仲田一彦



三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定
に係る教育委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり議会に提案するに当たり、三木市教育委員会の意見を求めます。



第 1 号議案

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

三木市長 仲田一彦

三木市条例第 1 号

三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

三木市保育教諭等修学資金貸与条例（平成 28 年三木市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育教諭等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の4に規定する保育士又は教育職員免許法(昭和24年法律第174号)第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭若しくは講師をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育教諭等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の4に規定する保育士又は教育職員免許法(昭和24年法律第174号)第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭若しくは講師をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。